

倉吉市上下水道局告示第26号

下水道事業受益者負担金を賦課しようとする本市の区域内にある区域を定めたので、倉吉市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条第1項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和4年11月9日

倉吉市長 広田 一恭

## 賦課対象区域

町名	地番	地積(m <sup>2</sup> )
河北町	70	297.72